

誓約書

私は、滋賀県が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項または第31条の6第1項に基づく要請（以下「法に基づく要請」という。）に応じて、「滋賀県営業時間短縮要請等に係る協力金（飲食店等）（令和3年8月8日（日）から8月26日（木）まで実施分）募集要領」（以下「協力金要領」という。）に基づき協力金を申請するにあたり、下記の内容に間違いのないことを誓約します。

記

- 1 時短営業等の要請を受けた対象施設を運営し、要請期間中、全面的に協力するなど、協力金要領「2 給付要件」に定める要件を満たしています。
- 2 各業種における業界のガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入しています。
- 3 協力金の給付決定後、法に基づく要請の期間内に酒類等の提供や、午後8時以降の営業など、給付要件に違反する事実や申請書類の不正その他給付要件を満たさないことが判明した場合は、速やかに協力金を全額返還します。
- 4 「滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金 早期給付分募集要領」に基づき受けた早期給付分について、協力金要領に基づく給付額が早期給付分を下回るようになった場合には、超過給付額分を返還します。
- 5 検査、報告または是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 法に基づく要請に対して協力を表明していただいた事業者として、事業者の名称および所在地等を公表することに同意します。
- 7 申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 8 給付または不給付に関する情報ならびに申請書類等に記載された情報について、国・市町等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・給付等の事務のために提供することに同意します。
- 9 店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、法に基づく要請に対する実施権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、滋賀県が申請店舗の関係者に対して、当該申請の内容について調査することに同意します。
- 10 申請者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 11 10の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体または個人ではありません。
- 12 滋賀県が必要と認める場合、本誓約書について、滋賀県警察本部に提供することに同意します。
- 13 その他、協力金の給付にあたり、県が必要と認める書類の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

令和3年 月 日

滋賀県知事 様

所在地

法人名

代表者職・氏名（※）

※法人の代表者または個人事業主が自署してください。